介護予防訪問サービス(生活援助特化型)従事者養成研修 概要 《愛称》~"かわさき暮らしサポーター(暮らサポ)"養成研修~

(1) "かわさき暮らしサポーター(暮らサポ)"養成研修の実施状況 平成28年9月から"暮らサポ"養成研修が開始されています!

《研修の様子》





○ "暮らサポ"研修に係る広報物の作成は川崎市も実施します。また、市に 事前にご相談のうえ、指定研修機関が独自に作成された広報物を市の施 設に設置することや市の広報媒体を利用して広報することも可能です。 《市作成広報物》





(表) (裏)

(2) "かわさき暮らしサポーター(暮らサポ)"について

- "暮らサポ"研修修了者は、訪問介護事業所における従事者("かわさき暮らしサポーター")となって、要支援者・事業対象者へ家事援助等の生活援助に係るサービス提供が可能となります。
- "暮らサポ"研修修了者によるサービス提供も川崎市サービスコード表の「訪問型独自サービス○/2」による請求が可能です。
 - (○はアラビア数字となります。☞川崎市版介護予防・生活支援総合事業単位数サービスコード表 P2~4参照)

(3) "かわさき暮らしサポーター(暮らサポ)"養成研修実施機関の 指定手続きについて

市内の指定訪問介護事業者であれば、"暮らサポ"養成研修実施機関(法人)としての指定申請を行うことができます。

申請は随時、受付を行っています。



指定を受けた法人は、

"かわさき暮らしサポーター(暮らサポ)"養成研修(1日程度) の実施が可能となります。



研修修了者の雇用・同行訪問(最低2回以上かつ合計90分以上)かつ初回サービス提供時にサービス提供責任者による0JT研修を60分以上の実施を経た後、要支援者・事業対象者へサービス提供が可能となります。

研修内容や研修講師の要件や指定手続き等の詳細については、

☞『川崎市介護予防訪問サービス (生活援助特化型) 従事者養成研 修機関の指定の流れ』を参照ください。

<川崎市ホームページ>

トップページ⇒くらし・手続き ⇒福祉・介護 ⇒高齢者・介護保険 ⇒介護保険制度 ⇒事業者入口⇒介護予防・日常生活支援総合事業 ⇒ 介護予防訪問サービス (生活援助特化型) 従事者養成研修

< U R L >

http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-11-0-0-0-0.html